

【筑北村】 端末整備・更新計画

2025年2月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※算出方法・留意事項は以下のとおり
① 児童生徒数(人)	192	187	174	170	159	・当該年度の5月1日現在の児童生徒数(計画策定時において未確定の場合は推定値を記入すること)
② 予備機を含む 整備上限台数(台)	220	215	-14	-19	-32	・(当該年度の①)×1.15-(基金事業により整備済の台数)
③ 整備台数(予備機除く)(台)	0	187	0	0	0	・GIGA第2期向けに整備する台数を記入する。 基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は④に記入する)。
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	187	0	0	0	・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑤ 累積更新率	0%	100%	107%	110%	118%	・((当該年度までの③の合計)/①)×100 ・基金設置期間中に、累積更新率は100%に達する(端末の整備・更新が完了する)想定である。
⑥ 予備機整備台数	0	28	0	0	0	・GIGA第2期向けに整備する予備機の台数を記入する。 ・当該年度に整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は⑦に記入する)。
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	28	0	0	0	・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑧ 予備機整備率		15%				・⑥/③×100 ※上限は整備台数の15%
端末の整備・更新の考え方	・令和2年度144台(情報機器整備事業)及び135台(単費)整備した端末について、台数を精査したのち令和7年度に更新を行う。 ・第1期GIGAスクール構想ではWindowsOSを整備したが、第2期GIGAスクール構想においては、自宅への持ち帰り学習での端末利用率の向上を目指し、OSをchromeOSとする。					
更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	○対象台数:279台 ○処分方法 ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 :135台 ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託 :144台 ○端末のデータの消去方法 ・処分事業者へ委託する ○スケジュール(予定) - 令和7年 8月 新規購入端末の使用開始 - 令和7年10月 処分事業者 選定 - 令和7年12月 使用済端末の事業者への引き渡し ○その他特記事項					
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由						